

草津市告示第361号

令和2年11月24日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和2年度草津市一般会計補正予算等の要領は、次のとおりである。

令和2年12月17日

草津市長 橋川 渉

1 予算題目一覧

- 令和2年度草津市一般会計補正予算（第6号）
- 令和2年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 令和2年度草津市学校給食センター特別会計補正予算（第3号）
- 令和2年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 令和2年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 令和2年度草津市水道事業会計補正予算（第2号）
- 令和2年度草津市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 令和2年度草津市一般会計補正予算（第7号）

2 要領 略

（令和2年12月17日揭示済み）

草津市告示第362号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年12月23日

草津市長 橋川 渉

記

1 公の施設

- 名称 (1) 草津市立市民総合交流センター
- (2) 草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場

- 所在地 (1) 草津市大路二丁目1番35号
- (2) 草津市大路二丁目1番36号

2 指定管理者

- 名称 草津商工会議所・タイムズ24・東急コミュニティー共同事業体
- 代表団体 草津市大路二丁目11番51号  
草津商工会議所  
会頭 北村 嘉英
- 構成団体 東京都品川区西五反田二丁目20番4号  
タイムズ24株式会社  
代表取締役 西川 光一  
東京都世田谷区用賀四丁目10番1号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英

3 指定期間

令和3年3月1日から令和6年3月31日まで

（令和2年12月23日揭示済み）

草津市告示第363号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年12月24日

草津市長 橋川 渉

1 (1) 公の施設

- ①名称 草津市立草津駅西口自転車駐車場  
所在地 草津市西洪川一丁目1番5号
- ②名称 草津市立草津駅西口第2自転車駐車場  
所在地 草津市西洪川一丁目1番33号
- ③名称 草津市立草津駅西口第3自転車駐車場  
所在地 草津市西洪川一丁目561番地1

(2) 指定管理者

- 名称 草津市身体障害者更生会
- 住所 草津市大路二丁目3番11号

- 代表者名 会長 竹村 勇
- (3) 指定期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 (1) 公の施設
- 名称 草津市立草津駅東自転車駐車場
- 所在地 草津市大路一丁目707番地
- (2) 指定管理者
- 名称 一般社団法人草津市勤労者福祉サービスセンター
- 住所 草津市草津三丁目13番75号
- 代表者名 理事長 深尾 一 広
- (3) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 (1) 公の施設
- 名称 草津市立南草津駅自転車自動車駐車場
- 所在地 草津市野路一丁目15番19号
- (2) 指定管理者
- 名称 一般社団法人草津市勤労者福祉サービスセンター
- 住所 草津市草津三丁目13番75号
- 代表者名 理事長 深尾 一 広
- (3) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和2年12月24日揭示済み)

#### 草津市告示第364号

草津市営住宅の家賃の減免等に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年12月25日

草津市長 橋川 渉

草津市営住宅の家賃の減免等に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

第1条 草津市営住宅の家賃の減免等に関する取扱要綱（平成10年草津市告示第38号）の一部を次のとおり改正する。

第2条第1号中「規定される」を「規定する」に改め、「収入月額に対して、」の右に「条例第2条

第2号に規定する公営住宅の」を加え、「以下同じ。）の収入月額を「以下同じ。）の条例第15条第3項の規定により認定する収入月額（入居者が疾病にかかり長期にわたり療養する必要があり、または災害により容易に回復しがたい損害を受けた場合にあつては、当該療養または損害の回復に要する経費の支出月額をその者の収入月額から控除した額。次号および第3号において同じ。）」に改め、同条第2号および第3号を次のように改める。

(2) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第18条、小集落地区改良事業制度要綱（昭和45年建設省住街発第31号）第14第1項および小集落地区等改良事業制度要綱（昭和57年建設省住整発第26号）第13第1項の規定による改良住宅の入居者（次号において「改良住宅の入居者」という。）であつて、次号に該当しないもののうち、令第2条第2項に規定する家賃算定基礎額の収入区分の最低区分に定める上限の収入月額に対して、条例第42条において準用する条例第15条第3項の規定により認定する収入月額の割合が60パーセント以下である場合

(3) 改良住宅の入居者のうち、減免申請時点の入居者の人数が6人未満で、かつ、2戸1棟の名義が同一である者の条例第42条において準用する条例第15条第3項の規定により認定する収入月額が、令第2条第2項に規定する家賃算定基礎額の収入区分の最低区分に該当する場合

第2条第5号中「当該入居者が」の右に「所得税法の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の」を加える。

第3条第1項中「、第2号および第3号の場合にあつては次の表に定める額」を「および第2号に該当する場合において、令第2条第2項に規定する家賃算定基礎額の入居者の収入区分の最低区分に定める上限の収入月額に対する入居者の収入月額の割合が次の表の左欄に定める割合であるとき、右欄に定める割合により算出した額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同号に該当する場合であつて、減免後の月額家賃が草津市営住宅条例の一部を改正する条例（令和2年草津市条例第9号）による改正前の条例別表第2に規定する月額家賃（次項において「改正前の月額家賃」という。）を下回るときは、改正前の月額家賃を減免後の月額家賃とする。

第3条第1項の表中「家賃の減免額」を「家賃の減免割合」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第3号に該当する場合において、令第2条第2項に規定する家賃算定基礎額の入居者の収入区分の最低区分に定める上限の収入月額に対する入居者の収入月額の割合が次の表の左欄に定める割合であるとき、右欄に定める割合により算出した額を減免するものとする。ただし、減免後の月額家賃が改正前の月額家賃を下回るときは、改正前の月額家賃を減免後の月額家賃とする。

収入月額の割合	家賃の減免割合
60パーセント超	家賃月額の10パーセント
60パーセント以下50パーセント超	家賃月額の20パーセント
50パーセント以下40パーセント超	家賃月額の30パーセント
40パーセント以下30パーセント超	家賃月額の40パーセント
30パーセント以下20パーセント超	家賃月額の50パーセント
20パーセント以下	家賃月額の60パーセント

第2条 草津市営住宅の家賃の減免等に関する取扱要綱の一部を次のとおり改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第3条第3項中「または第5号」を削り、同条第4項中「前条第6号」を「前条第5号」に、「第1項、第2項」を「前3項の規定」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月25日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第2条第5号の改正規定 令和3年1月1日

(2) 第2条 令和4年4月1日

(経過措置)

2 この要綱による改正後の草津市営住宅の家賃の減免等に関する取扱要綱（次項において「改正後の要綱」という。）の規定は、令和3年度の家賃から適用し、令和2年度の家賃については、なお従前の例による。ただし、前項各号に定める規定については、当該各号に定める日から適用する。

(準備行為)

3 改正後の要綱に基づく家賃減免に係る申請その他の手続は、この要綱の施行の日前に行うことができる。

(令和2年12月25日揭示済み)

草津市告示第365号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年12月28日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
のぞみ薬局 東矢倉店	草津市東矢倉2-5-37	令和2年12月1日

(令和2年12月28日揭示済み)

草津市告示第366号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年12月28日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
のぞみ薬局 東矢倉店	草津市東矢倉2-5-37	令和2年12月1日

(令和2年12月28日揭示済み)

草津市告示第367号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年12月28日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| (1) 市・県民税督促状       | 42件 |
| (2) 固定資産税・都市計画税督促状 | 1件  |
| (3) 軽自動車税（種別割）督促状  | 1件  |
| (4) 国民健康保険税督促状     | 33件 |
| (5) 差押調書（謄本）       | 9件  |
| (6) 配当計算書（謄本）      | 3件  |

計89件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年1月4日に送達があったものとみなす。

件数	氏名	住所	市・県民税	固定資産税(課税別当)	緑の自動車税(課税別)	国民健康保険税
1	LIANG XIAO	草津市清道川一丁目1番20-202号 アシヤンブルナカムラ	令和2年度第3期			
2	30 坂本 明彦	草津市清道川二丁目7番50-81号 YOSHIDAハイブ	令和2年度第3期			
3	西山 孝次	草津市野村七丁目16番6-309号 アネックス	令和2年度第3期			
4	一井 孝文	草津市上野町三丁目3番29号 センチュリーハイブ末軒 1201号	令和2年度第3期			
5	太田 陽介	草津市東草津一丁目6番21-103号 八千代	令和2年度第3期			
6	NARENJIYA 蓮仁園康	草津市東草津三丁目22番2-403号 ヴィラナリー草津Ⅱ	令和2年度第3期			
7	山田 孝次	草津市東草津一丁目5番38号 倉庫草津南	令和2年度第3期			
8	HORNBUCKLE CHARLES ROY	草津市東草津1166番地1-106 レオパレスレオスバル	令和2年度第3期			
9	下山 直樹	草津市青地町651番地102 アビーハイブ Ⅱ	令和2年度第3期			
10	平井 謙	草津市青地町256番地 エスベランツ長島 1202号	令和2年度第3期			
11	藤原 良幸	草津市山手町1166 山手荘 4020号	令和2年度第3期			
12	原 貴之将	草津市西草津1002番地5 瑞草寮	令和2年度第3期			
13	木橋 亮太	草津市西草津1391番地3 フリシールキヤッセル B棟117号	令和2年度第3期			
14	甲斐 孝	草津市木山町1212番地 市16号棟1号	令和2年度第3期			
15	山本 菜	草津市木山町1212番地 市 12号棟1号 川林 拓子様方	令和2年度第3期			
16	XIE MINGYING	草津市東草津四丁目14番6-1533号 スターアパルトメントHIROSE	令和2年度第3期			
17	WANG JIALONG	草津市東草津四丁目14番6-1707号 スターアパルトメントHIROSE	令和2年度第3期			
18	渡邊 良樹	草津市野村町401番地 レオパレス SPECCHIO 203号	令和2年度第3期			
19	藤原 涼子	草津市野村町五丁目25-20 グリーブル市東津 312	令和2年度第3期			
20	小倉 一浩	京都府山科区西野町17番地34	令和2年度第3期			
21	KIAO CHEN 肖晨	草津市野村八丁目21番12-305号 グランデラージュHOEI I	令和2年度第3期			
22	木田 大	草津市東草津1167番地4 ヴィラナリー草津Ⅱ 1301号	令和2年度第3期			
23	成田 隆雄	草津市東草津628番地1 さいくら1号棟	令和2年度第3期			
24	山崎 健司	東京都荒川区西日暮里2098番地 グランチェスタービル 102号室	令和2年度第3期			
25	山下 晋也	大阪府守口市地蔵堂2-313番8号	令和2年度第3期			
26	松村 達也	兵庫県神戸市東灘区東舞木3丁目22番24号 レオパレス北舞木 103号	令和2年度第3期			
27	ARRURU SATHYANARAYANA	インド	令和2年度第3期			
28	RAMKRISHNA BHARATI	インド	令和2年度第3期			
29	MUHAMAD GICKY EFFENDI	インドネシア	令和2年度第3期			
30	SRIGHANJA PONGSIT	タイ	令和2年度第3期			
31	岸上 トモオ	ブラジル	令和2年度第3期			
32	NGUYEN THI DONG PHUONG	ベトナム	令和2年度第3期			
33	DO DUC ANH	ベトナム	令和2年度第3期			
34	TRUONG THI THAT	ベトナム	令和2年度第3期			
35	NGUYEN DANH HIEN	ベトナム	令和2年度第3期			
36	PHAN BAO TRUNG	ベトナム	令和2年度第3期			
37	NGUYEN TIEN LINH	ベトナム	令和2年度第3期			
38	NGUYEN HOANG TIEN	ベトナム	令和2年度第3期			
39	HEW TZE VUEN BRIAN	マレーシア	令和2年度第3期			
40	HU BAO YUAN 胡 寶源	中国	令和2年度第3期			
41	OMAR SUMAYA	アフガニスタン	令和2年度第3期			
42	MARGELLO BENJAMIN JOHNSON	英国	令和2年度第3期			
1	青島會社 スイス・ライフ社	青島市小港2丁目10番25号		令和2年度第2期		
1	小林 圭子	草津市南草津一丁目1番地5 グランマリーベルST 407号			令和2年度全期	
1	小林 千鶴子	滋賀県石川町四丁目9番2-3号				令和2年度第4期
2	坂本 好守	草津市野村町126番地4				令和2年度第5期
3	原野 明彦	草津市清道川二丁目7番50-81号 YOSHIDAハイブ				令和2年度第5期
4	高木 俊夫	草津市上野町二丁目17番6-304号 アーバスタイル				令和2年度第5期
5	高木 俊夫	草津市上野町三丁目14番1-407号 ハイブツカハラ 302号				令和2年度第5期
6	山田 孝次	草津市大草二丁目15番39号				令和2年度第5期
7	NARENJIYA 蓮仁園康	草津市東草津三丁目22番2-403号 ヴィラナリー草津Ⅱ				令和2年度第5期
8	柳井 景子	草津市東草津三丁目22番3-403号 プラムグレース				令和2年度第5期
9	HORNBUCKLE CHARLES ROY	草津市東草津1166番地1-106 レオパレスレオスバル				令和2年度第5期
10	LIANG HAOWEN 梁 浩文	草津市青地町270番地3 サンシティハイブ草津南 1709号				令和2年度第5期
11	熊 菜	草津市青地町581番地1-1613 コンフォートテラス				令和2年度第5期
12	井原口 公弘	草津市東草津三丁目2番35号				令和2年度第5期
13	藤原 謙	草津市木山町54番地117棟2号				令和2年度第5期
14	YITIAN	草津市東草津一丁目22番11-201号 アパルト				令和2年度第5期
15	WANG JIALONG	草津市東草津四丁目14番6-1707号 スターアパルトメントHIROSE				令和2年度第5期
16	WANG JIALONG	草津市東草津四丁目14番6-1707号 スターアパルトメントHIROSE				令和2年度第5期
17	LI HUAIJING	草津市野村町四丁目13番8-107号 アパルトメント				令和2年度第5期
18	小倉 一浩	京都府山科区西野町17番地34				令和2年度第5期
19	WANG JIELEI 王 潔麗	草津市野村八丁目10番11-204号 ハイブ玉川Ⅱ				令和2年度第5期
20	高木 健司	草津市野村八丁目14番1-303号 ALTA朝草津Ⅱ				令和2年度第5期
21	坂本 功	草津市野村八丁目14番1-407号 ALTA朝草津Ⅱ				令和2年度第5期
22	XIAO CHEN 肖晨	草津市野村八丁目21番12-305号 グランデラージュHOEI I				令和2年度第5期
23	渡辺 高文	草津市野村八丁目21番5-207号 PALACIO-KI				令和2年度第5期
24	藤原 良幸	草津市東草津105番地1-523 カーサ・ソフツォ				令和2年度第5期
25	山崎 健司	草津市東草津1054番地14				令和2年度第5期
26	山崎 俊彦	草津市東草津三丁目16番10号				令和2年度第5期
27	高橋 一	草津市東草津三丁目22番15-1号				令和2年度第5期
28	高橋 一	草津市東草津三丁目22番15-1号				令和2年度第5期
29	高橋 一	草津市東草津三丁目22番15-1号				令和2年度第5期
30	NGUYEN THI MINH HUYN	草津市東草津三丁目18-201号 シティハイム草津				令和2年度第5期
31	TRINH XUAN HIEP	草津市東草津三丁目12番23-1107号 ベルパルク				令和2年度第5期
32	ZHANG YUANDONG	草津市東草津三丁目2番45-1904号 スイズワールド HIARA				令和2年度第5期
33	ZHANG XINMING	中国				令和2年度第5期

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	岡部 友樹	富山県射水市片貝308番地2レオパレスマイパレスⅡ110	発番 令和2年10月26日 草納発第1147号
2	KITHENGROTSARUK TITINUNT	草津市笠山一丁目4番10-305号リパティオヒルズⅡ	発番 令和2年11月18日 草納発第1253号
3	石坂 和美	タイ	発番 令和2年11月25日 草納発第1295号
4	I.U. STHANSONG	草津市岡本町1380番地1-1703グリーンロード山手	発番 令和2年11月30日 草納発第1354号
5	I.U. JINGYI	中国	発番 令和2年12月9日 草納発第1394号
6	大畑 俊子	草津市野路九丁目11番35-501号横山第10マンション	発番 令和2年12月31日 草納発第1398号
7	板川 嵩	草津市平井四丁目4番9号高内マンション 12号	発番 令和2年12月7日 草納発第1420号
8	板川 嵩	草津市平井四丁目4番9号高内マンション 12号	発番 令和2年12月7日 草納発第1421号
9	ZHU QING 朱 青	草津市大倉一丁目5番41-503号SAWARABIヨツバ	発番 令和2年12月11日 草納発第1458号

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	岡部 友樹	富山県射水市片貝308番地2レオパレスマイパレスⅡ110	発番 令和2年11月25日 草納発第1336号
2	KITHENGROTSARUK TITINUNT	草津市笠山一丁目4番10-305号リパティオヒルズⅡ	発番 令和2年12月9日 草納発第1465号
3	石坂 和美	タイ	発番 令和2年12月15日 草納発第1506号

(令和2年12月28日揭示済み)

## 公 告

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
を交付した。

令和2年12月3日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
栗東市糺一丁目14番25-101号 ピラ大宝B 足立 裕二郎	草津市駒井沢町字市場289番 11	172.88㎡	R2.12.3	1511

(令和2年12月3日揭示済み)

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
を交付した。

令和2年12月3日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市東矢倉二丁目33番10-303号 ビーコンヒル 木戸 雄大、木戸 彩子	草津市駒井沢町字門前239番 12	182.19㎡	R2.12.3	1512

(令和2年12月3日揭示済み)



公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
 を交付した。

令和2年12月3日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市野村六丁目14番10-A201号 エスベランサU 松吉 政和	草津市駒井沢町字門前239番 11 外1筆	277.89㎡	R2.12.3	1513

(令和2年12月3日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
 を交付した。

令和2年12月3日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市野村八丁目5番19-302号 サニーハイツピア 手島 由一	草津市駒井沢町字門前239番 9 外1筆	277.28㎡	R2.12.3	1514

(令和2年12月3日揭示済み)

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
 を交付した。

令和2年12月3日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市野村五丁目16番31号 土屋 輝仁、土屋 彩知代	草津市駒井沢町字門前239番 10	182.00㎡	R2.12.3	1515

(令和2年12月3日掲示済み)

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
 を交付した。

令和2年12月4日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市南笠町1904番地51 平 将生	草津市矢橋町字開田187番 6 外1筆	295.70㎡	R2.12.4	1516

(令和2年12月4日掲示済み)



公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
を交付した。

令和2年12月9日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市矢橋町394番地、東京都台 東区上野五丁目8番5号 株式会社 滋賀総合開発 代表取締役 尾崎 則仁、 イー・プレイス株式会社 代表取締役 富岡 純一	草津市山寺町字北谷230番5 外8筆	27,153.95㎡	R2.12.9	1517

(令和2年12月9日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
を交付した。

令和2年12月11日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市木川町808-2 特定非営利活動法人 すまいる 理事長 田村 和宏	草津市山寺町字下四反田1147 番	1,280.18㎡	R2.12.11	1518

(令和2年12月11日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
 を交付した。

令和2年12月11日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市矢橋町1148番地1 都子 公章	草津市矢橋町字馬場960番5 外3筆	223.92㎡	R2.12.11	1519

(令和2年12月11日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
 を交付した。

令和2年12月11日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
大津市大將軍一丁目4番3-103号 平野 桂一郎	草津市南山田町字鬼塚718番 1 外1筆	210.91㎡	R2.12.11	1520

(令和2年12月11日揭示済み)

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第  
 18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めた

ので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和2年12月18日

草津市長 橋 川 渉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
  - 2 縦覧の期間 令和2年12月18日から  
令和3年1月18日まで
  - 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課
- (令和2年12月18日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
 を交付した。

令和2年12月21日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市笠山二丁目4番53号 有限会社 フクイチ 代表取締役 福田 光子	草津市笠山六丁目字笠山322 番11 外3筆	2,763.88㎡	R2.12.21	1521

(令和2年12月21日揭示済み)

公 告

草津市中学校給食調理・洗浄等業務委託に関する公  
 募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和2年12月21日

草津市長 橋 川 涉

記

1 実施概要

- (1) 委託業務名  
草津市中学校給食調理・洗浄等業務
- (2) 履行場所

滋賀県草津市集町60番地 (仮称)草津市第二  
 学校給食センターおよび草津市立中学校(6校)

- (3) 契約期間  
契約締結日から令和8年7月31日まで
- (4) 履行期間  
令和4年1月1日から令和8年7月31日まで

2 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を  
 全て満たす者でなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第  
 167条の4の規定に該当しない者であること。

- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③ 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。
- エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- ⑤ 草津市学校給食調理・洗浄等業務委託に係る競争入札等参加者の資格等に関する要綱（平成15年草津市告示第178号）第10条第1項に基づく参加停止の措置期間中でないこと。
- ⑥ 草津市税等を滞納していないこと（法人の場合は、監査役を除く役員の市税等を含む。）。

⑦ 草津市学校給食調理・洗浄等業務委託に係る競争入札等参加者の資格等に関する要綱に基づき登録されている者であること。

⑧ 仕様書に記載されている業務経験、資格等を有し、学校給食調理業務に精通した者を本業務に従事させることができること。

(2) プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、第1項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

### 3 実施要領等の配布場所

市ホームページからのダウンロードによる配布。  
<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

### 4 問合せ先

草津市教育委員会事務局教育総務課 中学校給食整備係 担当：宇野 正章  
 〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号  
 電話番号：077-561-6036  
 ファックス：077-561-2488  
 メールアドレス：kyoikusomu@city.kusatsu.lg.jp

（令和2年12月21日揭示済み）

### 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年12月25日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市若竹町7番10号 セキスイハイム近畿株式会社 滋賀支店 取締役支店長 森井 勇二	草津市西渋川二丁目字畔海道 地先法定外道路、栗東市笠川 字南口39番1 外7筆	3,215.57㎡	R2.12.25	1522

(令和2年12月25日揭示済み)

## 教育委員会規則

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月4日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会規則第10号

草津市立図書館管理規則等の一部を改正する規則

(草津市立図書館管理規則の一部改正)

第1条 草津市立図書館管理規則(昭和58年草津市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第11条中「もつて」を「もって」に改める。

第16条第1項中「かつた」を「かった」に改める。

第20条第2項中「あつた」を「あった」に改める。

第23条の見出しを「図書館資料の受託」に改める。

別記様式第3号に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第6条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第4号に次のように加える。

(裏面)

### 1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

### 2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) 図書館の管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
- (3) 条例第4条の規定により会議室等の使用を許可された者が、使用日の4日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 全額
- (4) 条例第4条の規定により会議室等の使用を許可された者が、使用日の3日前の日から前日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額

### 3 損害賠償

(1) 使用者は、草津市立図書館の設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。

(2) 市は、条例第6条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

(草津市立草津アマカホール条例施行規則の一部改正)

第2条 草津市立草津アマカホール条例施行規則（平成4年草津市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「第5条」を「第4条」に改め、同様式に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号中

「⑥ 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。」を

「⑥ 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

⑦ 災害その他公益上必要が生じたとき。」に、「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改め、「市は、」の右に「条例第7条の規定による」を加え、「責め」を「責」に改める。

(草津市立草津クリアホール条例施行規則の一部改正)

第3条 草津市立草津クリアホール条例施行規則（平成26年草津市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第8条の規定による使用許可の取

消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号中「責任者氏名 印」を「責任者氏名 様」に、

「⑥ 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。」を

「⑥ 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

⑦ 災害その他公益上必要が生じたとき。」に、「天災、地変等により」を「災害その他公益上必要があり」に改め、「市は、」の右に「条例第8条の規定による」を加え、「責め」を「責」に改める。

(草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部改正)

第4条 草津市立教育集会所設置条例施行規則（昭和47年草津市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第13条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号に次のように加える。

(裏面)

#### 1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

(1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。

(2) 使用のための手続きに違反したとき。

(3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。

(4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。

(5) 災害その他公益上必要が生じたとき。

(6) その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

#### 2 使用料の返還



次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) 教育集会所の管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
- (3) 条例第8条の規定により使用を許可された者が、使用日の1日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 全額
- (4) 条例第8条の規定により使用を許可された者が、使用日の3日前の日から使用日の前日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額

3 損害賠償

- (1) 使用者が、草津市立教育集会所の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによつて生じた損害について賠償していただきます。
- (2) 市は、条例第13条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。

(草津市立社会体育施設条例施行規則の一部改正)

第5条 草津市立社会体育施設条例施行規則(昭和56年草津市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号に次のように加える。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号中

〔(使用時間)

施設の使用時間の終期については、終了の報告を終えた時とする。

(使用料の還付)

原則として既納の使用料は還付しません。ただし、使用者が使用日の2月前までにその使用を中止する旨の申し出を行つたときは、既納の使用料の7割に相当する額を、7日前までにその使用を中止する旨の申し出を行つたときは、

既納の使用料の5割に相当する額を還付する。〕を

〔(使用時間)

施設の使用時間の終期については、終了の報告を終えた時とする。

(使用許可の取消し等)

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(使用料の返還)

原則として既納の使用料は返還しません。ただし、次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) 草津市社会体育施設の管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
- (3) 体育施設の使用を許可された者(以下「使用者」という。)が、使用日の2月前までにその使用を中止する旨の申し出を行つた場合 7割相当額
- (4) 使用者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前までにその使用を中止する旨の申し出を行つた場合 5割相当額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に使用料を還付する必要があると認めた場合 市長が定める額

(損害賠償)

(1) 使用者が、使用中に体育施設その他付帯設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは原状に回復し、またはそれによつて生じた損害について賠償していただきます。

(2) 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害につい

て、賠償の責を負いません。」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和2年12月4日揭示済み)

監査委員告示

草津市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項および第5項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和2年12月25日

草津市監査委員 岡野 則 男  
草津市監査委員 横江 政 則

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
都 市 計 画 部	開 発 調 整 課 都 市 計 画 課
建 設 部	プ ール 整 備 事 業 推 進 室 公 園 緑 地 課
子 ども 未 来 部	子 育 て 相 談 セ ン タ ー 子 ども 家 庭 課

(2) 監査の時期 令和2年10月15日から令和2年11月12日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和元年度分について

監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：開発調整課

重点項目
・ 開発行為等指導費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：都市計画課

重点項目
・ 都市計画推進費のうち都市計画推進費 ・ 都市計画推進費のうち景観を生かしたまちづくり推進費
意見・指摘事項
① 滋賀県道路・都市計画協会会費の算定について、算定方法の開示を協会に求め、支出根拠を明確にされたい。

●監査対象：プール整備事業推進室

重点項目
・ (仮称)草津市立プール整備事業費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：公園緑地課

重点項目
・緑化推進費 ・水生植物公園管理運営費のうちみずの森管理運営費
意見・指摘事項
① ガーデニングサークルの取扱い区分を整理され、適切な支出科目を検討されたい。

●監査対象：子育て相談センター

重点項目
・児童健全育成事業費のうち児童館運営費、子育て支援事業費、子育て支援拠点施設運営費 ・母子保健衛生費のうち妊娠・出産包括支援費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：子ども家庭課

重点項目
・児童福祉援護費 ・青少年対策費
意見・指摘事項
① 草津市立少年センター条例施行規則について、市長部局において規則を制定されたい。 ② 少年補導委員の出動報酬について、出動報酬の規定を検討されたい。また出動報酬の性格や意図を確認し、支出科目や報酬額について見直しを検討されたい。

2 工事監査

(1) 監査の対象および監査の実施期日

監査対象機関：まちづくり協働部 まちづくり協働課

監査期日：令和2年11月16日

(2) 監査の方法

上記対象機関の関係工事における技術面について、公益社団法人大阪技術振興協会にその調査業務を委託し、監査を行った。

(3) 監査の結果

工事概要・意見
1. 工事概要
(1) 工事名 志津まちづくりセンター整備工事(建築)
(2) 工事場所 草津市青地町561番地

- (3) 請負業者(監理業務) 土野池建築設計事務所(建築工事) 株式会社 奥村工務店
- (4) 契約金額(監理業務) 8,250,000円(消費税込)(建築工事) 240,185,000円(消費税込)
- (5) 工事期間 令和2年1月24日(実工期令和2年3月23日)～令和3年7月30日

(6) 工事概要

敷地面積	1,903.35㎡
建築面積	714.29㎡ (駐輪場、物置1,2計43.12㎡含む)
延べ面積	682.18㎡ (駐輪場、物置1,2計43.12㎡含む)
高さ	地盤高 GL=標高104.8m、 1階床高 GL+500、 軒高 GL+4,400、 最高高さ GL+7,302
建蔽率・容積率	建蔽率：37.53%<70%、 容積率：34.31%<200%
地域・地区	市街化調整区域 防火地域 指定なし 法22条外
用途	集会所
構造・階数	鉄骨造 平屋建て
地業・基礎	深層地盤改良杭(SSコラム工法) Φ1000、Φ900 計139本、先端GL-5.0～-6.0m、長期許容支持力178～176kN/㎡、独立基礎

(7) 工事進捗状況

実施進捗率(令和2年11月16日現在)  
計画55% 実施60%

2. 総評

工事技術調査の対象工事は、志津まちづくりセンター整備工事(建築)である。本事業は、既存施設の建替えに併せて、地域の課題解決や活性化ならびにコミュニティの維持を図り、また、気軽に楽しく集まれるよう地域のまちづくりの拠点施設として整備するものである。

調査時の現況は、屋根および外壁の長尺金属板立ハセ葺工事が完了し、内装工事はLGs下地、ボード張り工事中で、進捗率は概ね60%であった。

工事関係書類について、サンプリングによる書

類の確認および関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況について調査を行った。

事業目的・計画、設計、積算、入札・契約、施工管理および個別施工については、書類の整備状況を含め概ね良好である。また、現場状況についても大きな問題は見られない。

#### 【書類調査結果】

##### (1) 積算について

監理業務委託費および各工事費の数量積算は、基準に基づいており明確である。監理業務委託費の採用単価および工事費の採用単価等も市の基準に基づいている。積算書の照査、決裁も草津市事務決裁規程に基づいて行われており、問題はない。

##### (2) 入札・契約について

本事業の監理業務委託の業者選定および工事請負業者の選定、履行保証、前払保証、技術者の資格届、監督員通知等の契約関係の事務処理は、特に問題はない。書類調査で気付いた点は次のとおりである。

- ・ 工事中の設計意図伝達業務を別途契約としない場合には、設計業務委託内容に設計意図伝達業務が含まれることを明記しておくことが望ましい。
- ・ 工事監理は、非常駐・重点監理である。監理業務委託仕様書には、各監理者の所要監理人日数を明記することを検討されたい。

##### (3) 施工管理について

施工計画書、施工図、試験・検査報告書等の承諾、工程管理、品質管理、施工監理、労働安全衛生管理まで、施工管理は、概ね問題はない。書類調査で気付いた点は次のとおりである。

- ・ 工事関係書類の種別ごとの保存期間、永年保管等の文書管理規定の作成を検討されることが望ましい。
- ・ 施工者から提出すべき書類は、期限内に提出されることが望ましい。
- ・ 監督員と監理者の監理業務分担について、文書化することが望ましい。

##### (4) 個別施工について

各工事とも、調査日時点までに実施した試験、検査報告書等は、提出されており、特に問題は

ない。書類調査で気付いた点は次のとおりである。

- ・ 協議により特記仕様、図面の内容を変更した場合は、意匠図、構造図、設備図とも修正し、完成図書（竣工図）として永年保管されたい。

#### 【現場調査結果】

仮囲い外面に、建設業許可票、労災保険成立票、施工体系図、建築基準法による建築確認表示板等は、掲示されている。現場調査で気付いた点は次のとおりである。

- ・ 旧施設外部階段先行撤去部の露出鉄筋の危険防止策を検討されたい。
- ・ 作業空間の明るさ確保、空気清浄確保、残材撤去片付、安全通路に危険注意表示等について、再確認されたい。
- ・ 今後の工事は、各工種が輻輳してくるので品質と安全を確保して施工されたい。

(令和2年12月25日掲示済み)

## 農業委員会告示

### 草津市農業委員会告示第11号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和2年12月3日

草津市農業委員会

会長 山本 英裕

- 1 期 日 令和2年12月10日（木） 午後1時30分
- 2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 3 付議案件
  - 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）
  - 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
  - 3) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）
  - 4) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、

許可をすることについて

- 5) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 6) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 7) 農用地利用集積計画(案)の決定につき、議決を求めることについて

(令和2年12月3日掲示済み)

草津市農業委員会告示第12号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和2年12月28日

草津市農業委員会

会長 山本 英裕

- 1 期日 令和3年1月12日(火) 午後1時30分
- 2 場所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 3 付議案件
  - 1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について(報告)
  - 2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について(報告)
  - 3) 農地変更届出について(報告)
  - 4) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
  - 5) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
  - 6) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

(令和2年12月28日掲示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第1号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年1月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1300	ワイズテック	立田 幸男	野洲市久野部164番地 サンフォーレ野洲504号室	077-599-1670
1301	丸田電工	丸田 展弘	京都市伏見区向島津田町141番地16	090-3613-0006
1302	株式会社田中設備	田中 浩貴	大津市平津二丁目3番18号	077-532-1736

2 指定有効期間

令和3年1月1日から令和7年12月31日まで

(令和2年1月1日掲示済み)

草津市上下水道事業告示第2号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程(平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号)第11条第1号の規定により告示する。

令和2年1月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定下水道工事店

指定 番号	工事店名	代表者名	所在地	電話番号
1300	ワイズ テック	立田 幸男	野洲市久野部 164番地 サンフォーレ 野洲504号室	077-599- 1670
1302	株式会社 田中設備	田中 浩貴	大津市平津二 丁目3番18号	077-532- 1736

## 2 指定有効期間

令和3年1月1日から令和7年12月31日まで

(令和2年1月1日揭示済み)